

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第12号

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「2号給」を「0号給」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(昇給の基準に関する暫定措置)

2 この規則の施行の日から平成33年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の京都市立学校給食調理員の給与に関する規則第2条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)